

大学等進学支援一時金

Q & A

令和 7 年 3 月
岩 手 県
岩手県教育委員会

問い合わせ先

【公立の高等学校等を卒業した方】

岩手県教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

電話：019-629-6108（直通） FAX：019-629-6119

Eメール：DB0001@pref.iwate.jp

【私立の高等学校等を卒業した方】

岩手県ふるさと振興部 学事振興課 私学振興担当

電話：019-629-5041（直通） FAX：019-629-5049

Eメール：AH0007@pref.iwate.jp

Q 1 給付要綱第 2 (1) と (2) に、対象となる学校について記載されていますが、どのような場合に該当しますか？

A 岩手県内の高等学校（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部及び高等専門学校等を卒業し、大学、短期大学、専修学校の専門課程（いわゆる専門学校）、高等専門学校の専攻科、高等学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、職業能力開発施設等に入学した方が対象となります。

進学先の学校が対象となる学校か不明な場合は、お問い合わせください。

【参考資料】 学校の区分

学校の区分	卒業した高等学校等 (高等学校相当)	入学した大学等 (大学相当)
高等学校	全日制、定時制、通信制	専攻科
特別支援学校	高等部	専攻科
大学		大学（夜間学部、通信制及び別科を含む）、短期大学
高等専門学校	高等専門学校（1～5年）	専攻科
専修学校	高等課程（高等専修学校）	専門課程（いわゆる専門学校）
	一般課程	
職業能力開発施設		県立産業技術短期大学校、 県立高等技術専門校など （訓練課程が1年未満のものを除く）

Q 2 高校を卒業し、1年間浪人して予備校に通ってから大学に入学した場合も、一時金は給付されますか？

A 進学先の予備校が学校教育法で規定する専修学校の専門課程に該当する場合は、給付対象となりますので、期限までに申請するようお願いします。

なお、一時金の対象となる予備校に進学し給付対象者となったが、当該年度は申請せず、翌年度の大学入学時に申請するということとはできないので、受給要件を満たした場合は、期限までに申請するようお願いします。

また、予備校が学校教育法で規定する専修学校の専門課程に該当しない場合は、給付要綱第2(2)の対象校に該当しないため給付できませんが、翌年度以降に大学等へ進学する場合は、給付要綱第2(2)に該当し、給付対象となる可能性があります。

Q 3 給付要綱第 2 (3) に記載されている世帯の範囲について教えてください。

A 給付要綱第 2 (3) に記載している世帯の範囲は、基本的に対象者の両親となりますが、父 (母) 子家庭の場合は、父 (母) のみ、父母が不在の場合は、学資を主として負担している者及びその配偶者となります。

そのほか多様なケースが想定されますので、世帯の範囲に迷う場合は、お問い合わせください。

Q 4 給付要綱第 2 (4)に記載されている「次に掲げるいずれかの被害を受けた者」とは、具体的にどんな被害が該当しますか？

A 被害の区分とその詳細は、次の表のとおりです。

被害区分	被害区分の説明
ア 住居の全壊又は半壊 イ 住居の全焼又は半焼	・ 「住居」とは、令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災の直前まで居住していた家屋であり、持ち家、借家等の区分は問いません。
ウ 父母等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあっては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの	・ 「父母等の長期入院」とは、1 週間を超える入院をした場合を言います。 ・ 「勤務先（自営業者にあっては、その業を営む場所）の被災」とは、父母等の勤務先の社屋や工場等が被災した場合に該当します。なお、父母等が自営業者の場合は、概ね次のとおりです。 〔小売業の場合〕商品の被害 等 〔漁業の場合〕所有船舶や定置網等の焼失や破損 等 〔製造業の場合〕機械等の焼失や破損 等

Q 5 自宅通学者と自宅外通学者について教えてください。

A 自宅通学者と自宅外通学者については、同居者の有無や家賃負担の有無等を総合的に勘案して決定しますが、概ね次の表のとおりとなります。

自宅通学者か自宅外通学者か判断に迷う場合は、お問い合わせください。

自宅通学者 と自宅外通 学者の区分	自宅通学者	自宅外通学者
概 要	自宅で父母等と居住し、大学等に通学する者	進学に伴い、父母等とは別に住居を構え、大学等に通学する者
同 居 者	あり（父母等と同居）	原則なし
家 賃 負 担	なし	あり
住 居 の 例	自宅、兄弟姉妹が住んでいる賃貸借住宅等に転居、親類宅に間借り等	賃貸借住宅（マンション、アパートなど）、学生寮、学生会館等

Q 6 申請にはどんな書類が必要ですか？

A 申請に必要な添付書類は、次の表のとおりです。振込口座は、必ず申請者（父母等）名義の口座にしてください。

なお、卒業年度に「いわての学び希望基金教科書購入費等給付金」を受給している場合は、添付書類を省略できる場合があります。詳しくは、申請書裏面を御確認ください

No.	添付書類	添付書類の例
1	申請者（父母等）名義の振込先口座を確認する書類	● 通帳 1 ページ目の名義人（カナ表記）や取引店名等の口座情報が記載されているページの写し 等
2	【自宅外通学者のみ】 自宅外に居住していることを証明する書類	● 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し ● 入寮許可通知書の写し 等 【不可】重要事項説明書の写し、入居申込書の写し
3	高等学校等を卒業したことを証明する書類	● 高等学校等の卒業証明書（原本） 【不可】卒業証書の写し
4	大学等に入学したこと 又は入学見込であることを証明する書類	① 入学したことを証明する書類 大学等の在学証明書（原本） ② 入学見込みであることを証明する書類 合格通知書、入学許可書、学生証の写し ※ ②の書類により申請を行った者は、大学等への入学後、速やかに①に掲げる書類を提出すること。
5	（家計急変以外の場合） 大学等への入学時における最新の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（父母等全員分）	● 課税（所得）証明書（写し可） ● 市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し ● 市（町村）民税・県民税納税通知書の写し 等
	（家計急変の場合） ①～③のいずれも添付 ①父母等の家計急変の発生事由を証明する書	① 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等

	類 ②林野火災発生前後の 収入を証明する書類 ③父母等の扶養親族の 人数・年齢が確認でき る書類	② 課税証明書の写し、会社作成の給与見 込、給与明細、税理士又は公認会計士の作 成した証明書類 等 ③ 扶養親族の記載が省略されていない課 税証明書、扶養誓約書 等
6	被災事由を証明する書 類	● 罹災証明書の写し ● 事業所等の罹災状況に関する申立書（ 別紙様式） 等

Q 7 期限までに申請することができませんでしたが、給付を受けることは可能ですか？

A 入学した日が属する月の翌月までに申請することとしていますが、やむを得ない事情により期限までに申請できない場合は、入学した日が属する年度の12月31日までに申請することが可能です。

なお、申請が遅れた場合は、やむを得ない事情を確認し、申請を受理しますが、12月31日までに申請がない場合は、給付することができませんので、申請漏れがないようお願いします。

Q 8 家計急変はどういった場合に該当しますか？

A 家計急変は以下のような場合に該当する可能性があります。

- ・勤務先が被災したことにより失業・休業した場合
- ・自営業者等で、被災により事業を実施できず、収入減少が見込まれる場合
- ・被災後の生活再建のため、就労が困難である場合 等

上記の例のほか、多様なケースが想定されますので、該当するかどうか迷う場合は、お問い合わせください。